



インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

自宅でe-Tax



e-Taxを使うと**自宅やオフィスから**申告や申請・届出の提出、納税等の各種税務手続きができます。

なお、個人事業者は「**確定申告書等作成コーナー**」により、スマホで簡単に確定申告の手続きができます。

< 個人向け >
確定申告書等
作成コーナー



< 法人向け >
e-Tax
ホームページ



納税資金の計画的なご準備を！

消費税の納税に当たっては、計画的な納税資金の積立て等により、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減することができます。

事前に売上げから消費税相当分を分けて管理しておくなど、**納税資金を計画的にご準備**の上、**期限内納付**をお願いします。

計画的な納税を
検討中の方へ



簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスからキャッシュレスで納付ができます。

< キャッシュレス納付方法 >

- e-Taxによる口座振替（ダイレクト納付）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済（○Payなど）
- 口座引落し（振替納税※個人の方のみ）



納付手続に
関する情報



※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませんので、ご自身で納付手続を行う必要があります。

インボイス制度特設サイト



- 国税庁HPの「**インボイス制度特設サイト**」に、制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

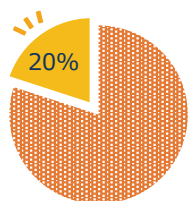
インボイス制度
特設サイト



国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和7年10月）

2 割 特 例



免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、**納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができの特例**があります。

- ※ 2割特例の適用には、2年前（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であるなど、要件があります。
 - ※ 2割特例を適用できない場合でも、2割特例と同様、納付税額を売上げに係る消費税額から計算する「簡易課税制度」もあります（業種ごとに決められた割合により計算します。）。
- 簡易課税制度の適用には、事前に届出書の提出が必要です。

2割特例ページ



簡易課税制度



登録を受けるかお悩みの方

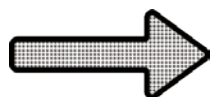
- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**

※免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）。

- **登録は任意**のため、売上先からインボイスや旅費精算のための領収書を求められることが多いかなど**ご自身の事業実態に合わせて**登録の要否をご検討ください。



登録を受ける場合



登録を受ける場合は、登録申請手续が必要です。

登録申請手続は、**e-Taxをご利用ください。**

個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

e-Taxによる
登録申請手続



インボイス制度についてのお問合せ先

インボイスコールセンター
(一般的な問合せはこちら)

0120 - 205 - 553 (無料)
9:00~17:00 (土日祝日・年末年始除く)



国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

登録についてのご相談は、所轄の税務署で開催している**相談会**、**オンライン税理士相談**（中小企業庁委託事業）などもご活用ください。

※相談会は事前予約が必要なため、所轄の税務署へご連絡ください。

相談窓口一覧



補助金などの支援策



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム等のITツール導入を支援するIT導入補助金**や小規模事業者の**販路開拓等を支援する小規模事業者持続化補助金**などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和7年10月)

令和5年10月

令和6年3月

多く寄せられるご質問（令和7年6月27日更新）

以下のQ&Aは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（令和5年10月改訂）」の公表から令和6年3月までの間に、多く寄せられたご質問について整理し、集約したものです。これらは、令和6年4月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました。

※ 各問に、インボイスQ&A(令和7年6月改訂)における対応する問番号を記載しています。

目次

【令和5年11月13日公表分】

問① 登録申請の処理状況及び自らの登録番号の確認方法	1
問② 適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合【令和7年6月27日改訂】	2
問③ 手書きの領収書による適格簡易請求書の交付	4
問④ 免税事業者の交付する請求書等【令和7年6月27日改訂】	6
問⑤ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合の請求書等	7
問⑥ 買手による適格請求書の修正	8
問⑦ 適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用等	10
問⑧ 売手が負担する振込手数料相当額に係る適格返還請求書	11
問⑨ 複数の契約に係る適格請求書の交付の可否	12
問⑩ 従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除	14
問⑪ 実費精算の出張旅費等	15
問⑫ 返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用	16
問⑬ 2割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が有利な場合	17

【令和5年12月15日公表分】

問⑭ 適格簡易請求書を交付することができる事業の具体例	19
問⑮ 派遣社員等や内定者等へ支払った出張旅費等の仕入税額控除【令和6年2月19日改訂】	20
問⑯ 社員食堂での会社負担分に係る仕入税額控除	22
問⑰ 適格請求書を再交付する場合	23
問⑱ 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法【令和7年6月27日改訂】	25

【令和6年1月26日公表分】

問⑲ 消費税課税事業者選択届出書を提出しても2割特例の適用ができる場合	27
問⑳ 電気通信利用役務の提供と適格請求書の保存	28
問㉑ セミナー参加費に係る適格請求書の交付方法	29
問㉒ 課税期間の中途から課税事業者となった場合の基準期間における課税売上高	31

【令和6年2月29日公表分】

問㉓ 金融機関の入出金手数料や振込手数料に係る適格請求書の保存方法【令和7年6月27日改訂】	32
問㉔ 消費者に限定した取引についての適格請求書の交付義務	34

【令和6年3月18日公表分】

問㉕ クレジットカードにより決済されるタクシーチケットに係る回収特例の適用	35
問㉖ 月の中で適格請求書発行事業者となった場合の適格請求書等の交付方法	36

(実費精算の出張旅費等)

問⑪ 当社は、社員が出張した場合、旅費規程や日当規程に基づき出張旅費や日当を支払っています。この際、実際にかかった費用に基づき精算を行うため、社員からは、支払の際に受け取った適格請求書等を徴求することとしています。この実費に係る金額について、帳簿のみの保存（従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等）により仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。【インボイスQ&A問107-2として追加】

【答】

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

この社員に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

(注) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。詳しくは、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問107](#)」をご参照ください。

(参考) 実費精算が貴社により用務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲か否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び社員の方から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うこととなります。

その際、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、一定の課税仕入れに当たるのであれば、当該帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。詳しくは、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問104](#)」をご参照ください。

(返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用)

問⑫ 当社は、取引先に書類を送付し、その控えを返信用封筒で当社に送り返してもらうこととしています。この際、封筒に同封する返信用封筒に郵便切手をあらかじめ貼付していますが、この郵便切手により返送を受けるという引換給付についても仕入税額控除を行ってよいのでしょうか。【インボイスQ&A問106-3として追加】

【答】

郵便切手類は、購入時には原則として、課税仕入れには該当せず、役務又は物品の引換給付を受けた時にその引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなります。

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として適格請求書等の保存が必要となりますが、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスは、適格請求書の交付義務が免除されており、買手においては、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

この点、ご質問のように、返信用封筒に貼付された郵便切手類（自らが購入した郵便切手類）により返送を受けるのであれば、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスを受けたものとして、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

（注） この場合、当該郵便切手類の購入時に仕入税額控除を行うことも可能ですが、その後、返送を受けないことが明らかとなった際には、その明らかとなった課税期間において、仕入控除税額を調整することとして差し支えありません。